

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	健康増進事業関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滋賀県彦根市長

## 公表日

令和7年8月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であつて、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 〈対象となる検診(一次及び精密)の種類〉 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、健康診査、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診  〈事務内容〉 1. 検診受診情報・通知送付履歴等の照会 2. 年齢、性別、資格情報等から検診対象者を抽出し、通知物等印字・発送 3. 検診の受診券等の発行申込みに対し、対象者であるかの確認及び発行 4. 検診結果及び精検結果のデータ入力および管理 5. 県や国の統計調査、制度管理
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理個人情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項  〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	彦根市福祉保健部健康推進課 〒522-0041 滋賀県彦根市八坂町1900番地4 0749-24-0816
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策としてダブルチェックを行うなどの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理個人情報システムにアクセスできる端末、職員、作業範囲等を必要最低限となるように、アクセス権限を設定している。利用においては、指紋認証やID、パスワードによる認証を行い、アクセス権限の所有者はこれを適切に管理する等、不正な利用を防止する対策を講じている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 〈対象となる検診(一次及び精密)の種類〉 ・胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるものに係る事務を行う。 〈対象となる検診(一次及び精密)の種類〉 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、健康診査、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診	事後	
令和7年8月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和7年8月29日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項および別表第111項	事後	
令和7年8月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	〈情報照会ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項  〈情報提供ができる根拠法令〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年8月29日	8. 人手を介在させる作業	記載なし	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策としてダブルチェックを行うなどの対策を講じている。	事後	
令和7年8月29日	11. 最も優先度が高いとされる	記載なし	健康管理個人情報システムにアクセスできる端末、職員、作業範囲等を必要最低限となるように、アクセス権限を設定している。利用においては、指紋認証やID、パスワードによる認証を行い、アクセス権限の所有者はこれを適切に管理する等、不正な利用を防止する対策を講じている。	事後	